

**海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業
建物等の建設及び維持管理に関する条件規定書**

平成 13 年 5 月 17 日

神 奈 川 県

目次

第1章 用語の定義	1
第1 定義.....	1
第2章 総則	4
第2 事業.....	4
第3 土地の使用.....	5
第4 事業者.....	5
第5 関係者協議会.....	5
第3章 設計及び建設	5
第1節 総則	5
第6 設計及び建設の内容.....	6
第7 資金調達.....	6
第8 建設場所.....	6
第9 許認可及び届出等.....	7
第10 建設に伴う各種調査.....	7
第11 工事用電力等.....	7
第12 近隣対応.....	7
第13 第三者への委託等.....	7
第14 工事の中止.....	8
第15 第三者に及ぼした損害.....	8
第16 不可抗力による損害.....	8
第17 建設期間中の保険.....	8
第2節 水族館	9
第18 設計.....	9
第19 施行計画書等.....	9
第20 工期等の変更.....	10
第21 県による立会い又は確認.....	10
第22 設計変更.....	10
第23 工事監理者.....	11
第24 「水族館」の完成検査.....	11
第25 県による完工確認及び運営体制確認等.....	11
第26 リニューアル.....	11
第3節 「体験学習施設」	12
第27 設計.....	12
第28 施行計画書等.....	13

第 29	工期等の変更	13
第 30	県による立会い又は確認	13
第 31	設計変更	14
第 32	工事監理者	14
第 33	「体験学習施設」の完成検査	15
第 34	県による完工確認及び運営体制確認等	15
第 35	引渡し	15
第 36	「体験学習施設」のサービスの対価の支払	15
第 37	瑕疵担保責任	16
第 4 節	「マリンランド」及び「海の動物園」	16
第 38	「マリンランド」及び「海の動物園」の取得	16
第 39	リニューアル	16
第 5 節	「動物及び標本類」	17
第 40	「動物及び標本類」の取得	17
第 41	「動物及び標本類」の搬入	17
第 4 章	維持管理及び運営	17
第 1 節	総則	17
第 42	維持管理及び運営業務	17
第 43	維持管理業務及び運営業務の委託	18
第 44	運営開始の遅延	18
第 45	第三者に及ぼした損害等	18
第 2 節	「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」	18
第 46	料金徴収及び決定	18
第 47	モニタリング	19
第 3 節	「体験学習施設」	19
第 48	「サービスの対価」	19
第 49	「サービスの対価」の減額	19
第 50	「サービスの対価」の返還	19
第 51	モニタリング	20
第 5 章	保証	20
第 52	保証	20
第 53	「契約保証金」の免除	20
第 54	株主保証	21
第 6 章	法令変更	21
第 55	通知の付与	21

第 56	協議及び追加費用の負担	21
第 57	契約の終了	21
第 7 章 契約期間及び契約の終了		22
第 58	契約期間	22
第 59	第三者への施設の譲渡	22
第 60	施設の撤去	22
第 61	事業者の債務不履行による契約の早期終了	23
第 62	損害賠償等	24
第 63	県の債務不履行	25
第 64	事業者への要求	25
第 8 章 表明及び誓約		25
第 65	事業者による事実の表明及び誓約	25
第 66	県による事実の表明保証及び誓約	26
第 9 章 公租公課		26
第 67	公租公課	26
第 10 章 不可抗力		26
第 68	通知の付与	26
第 69	協議及び追加費用の負担	27
第 70	不可抗力への対応	27
第 71	契約の終了	27
第 11 章 その他		27
第 72	契約上の地位の譲渡	28
第 73	担保権の設定	28
第 74	財務書類の提出	28
第 75	秘密保持	28
第 76	準拠法	28
第 77	管轄裁判所	28
第 78	雑則	28
第 79	「出資者」の誓約	28
第 80	融資団との協議	29

別紙 1 「水族館」及び「体験学習施設」を設置することができる区域

別紙 2 設計建設期間中の不可抗力による「工事損害」金分担規定

別紙 3 不可抗力により運営開始が遅れた場合の損害金分担規定

別紙 4 維持管理・運営期間中の不可抗力による損害金分担規定

- 別紙 5 設計に伴う提出図書
- 別紙 6 完工確認事項
- 別紙 7 事業者が付保する保険
- 別紙 8 「サービスの対価」の支払方法等
- 別紙 9 株式会社江ノ島水族館との売買契約内容
- 別紙 10 「サービスの対価」の減額の方法
- 別紙 11 県に差し入れられる保証
- 別紙 12 県に差し入れられる保証
- 別紙 13 法令変更による追加費用等分担規定

本「条件規定書」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に定める目的及び基本理念に従い、神奈川県（以下「県」という。）及び「事業者」（定義は以下に定める。）が締結する海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業に関する契約の内容とすべき基本的事項を示したものです。

「事業契約」は、県が募集要項及びその際の配布資料、質問回答書（第 2 回）及びその際の配布資料（以下「募集要項等」という。）により提示した条件及び「応募者提案」（定義は以下に定める。）に基づき締結されます。

第1章 用語の定義

第1 定義

本「条件規定書」において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「維持管理及び運営仕様書」とは、要求水準書及び「応募者提案」に基づき、県及び事業者で協議のうえ本契約後に定める「本件施設」の維持管理業務及び運営業務に係る仕様書をいう。
2. 「運営開始予定日」とは、平成 16 年 [] 月 [] 日をいう。
3. 「運営期間」とは、「運営開始予定日」から平成 46 年 3 月末日までの期間をいう。
4. 「応募者提案」とは、応募者が「募集要項等」の規定に従い県に対して提出した本件事業に関する提案（応募者が追加的に提出した資料を含む。）をいう。
5. 「業務計画書」とは、各「事業年度」が開始される 30 日前までに、要求水準書、「応募者提案」及び「維持管理及び運営業務仕様書」に基づき、事業者が作成し、県に提出する、当該「事業年度」の維持管理業務及び運営業務に係る業務計画をいう。
6. 「建設企業」とは、応募者たるグループ構成企業の一員であり、建設に関する業務を実施するものをいう。
7. 「事業期間」とは、「事業契約」の締結日の翌日から「事業契約」の終了する日（平成 46 年 3 月末日又は中途解約の日）までの期間をいう。
8. 「事業者」とは、応募者が設立した特別目的会社をいう。
9. 「事業年度」とは、「運営期間」中の各暦年の 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。
10. 「水族館」とは、「事業契約」の条件条項に基づき事業者が設計・建設し、その後事業者が維持管理及び運営業務を行う水族館の施設・設備をいう。
11. 「水族館事業」とは、事業者の行う「水族館」「マリンランド」及び「海の動物園」に係る次の業務をいう。但し、海洋総合文化ゾーン（別紙 1 参照）内の園路及び植栽等の設計、建設及び維持管理は「水族館事業」には含まれない。

- ア 株式会社江ノ島水族館が所有する「マリンランド」及び「海の動物園」並びに「動物・標本類」（別紙 9 参照）の取得及びその関連業務
- イ 設計及びその関連業務
- ウ 建設工事及びその関連業務
- エ 工事監理業務
- オ 建築確認等の手続業務及びその関連業務
- カ 都市公園法及び都市計画法の許認可に係る手続及びその関連業務
- キ 水槽等の設置工事及びその関連業務
- ク 「運営期間」中における以下の維持管理業務
 - 清掃業務
 - 建築物保守管理業務
 - 建築設備保守管理業務
 - 警備業務
 - 水槽等の展示品の保守管理業務
 - 水槽及び「水族館」の保守管理業務

なお、ここで保守管理業務とは、点検、保守、修理、交換、大規模修繕を含む。

- ケ 「運営期間」中における以下の運営業務
 - 魚類等の小型生物の飼育、展示及びこれに必要な業務
 - 海獣類等の中型動物の飼育、展示及びこれに必要な業務
 - 鯨類等の大型生物の飼育、展示及びこれに必要な業務
 - 展示の更新及びこれに必要な業務
 - 地域や関係研究機関等と連携した調査・研究業務
 - 環境学習の支援に関して必要な業務
 - 種の保全・育成に関して必要な業務
 - 「体験学習施設」の運営に関する支援業務
 - アトラクション等の運営業務
- コ 施設増改築業務

12. 「出資者」とは、事業者に対して出資を行い、その株式を保有するものをいう。
13. 「サービスの対価」とは、県が、「体験学習施設事業」について「運営期間」を限度として「事業契約」に基き事業者に対して支払う金銭をいう。
14. 「設計企業」とは、応募者たるグループ構成企業の一員であり、設計に関する業務を実施するものをいう。
15. 「体験学習施設」とは、「事業契約」の条件条項に基づき事業者が設計・建設し、県に取得させ、その後事業者が維持管理業務を行う体験学習施設の施設・設備をいう。
16. 「体験学習施設事業」とは、事業者の行う「体験学習施設」に係る次の業務をいう。但し、海洋総合文化ゾーン内の園路及び植栽等の設計、建設及び維持管理は「体験学習施設事業」には含まれない。

ア 設計及びその関連業務

イ 建設工事及びその関連業務

ウ 工事監理業務

エ 建築確認等の手続業務及びその関連業務

オ 県への所有権移転に関する業務

カ 割賦販売業務

キ 装置等の展示品の制作、設置工事及びその関連業務

ク 備品の調達業務

ケ 引渡日以後「運営期間」終了時までの以下の維持管理業務

清掃業務

建築物保守管理業務

建築設備保守管理業務

警備業務

装置等の展示品の保守管理業務

備品の保守管理業務

なお、ここで保守管理業務とは、点検、保守、修理、交換、大規模修繕を含む。

コ 引渡日以後「運営期間」終了時までの以下の運営業務

装置等の展示及びこれに必要な業務

展示の更新及びこれに必要な業務

学習・調査・研究の支援に関して必要な業務

情報提供業務

17. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動、その他の人為的な現象であって県及び事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。
18. 「付帯事業」とは、事業者が、本「条件規定書」第2条第4項に基いて実施する事業をいう。
19. 「本件事業」とは、事業者が「事業契約」に基づき実施する事業の全部をいう。
20. 「本件施設」とは、「体験学習施設」、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」をいう。
21. 「本件土地」とは、別紙1に記載された土地のうち、「本件施設」の敷地部分をいう。

第2章 総則

第2 事業

1. 事業者は、事業者の費用負担において、「事業契約」に従って海洋総合文化ゾーン内に設計・建設した「体験学習施設」を県に取得させ、その後「運営期間」が終了するまで「体験学習施設」の維持管理及び運営業務を行うものとする。
2. 事業者は、事業者の費用負担において、「事業契約」に従って、株式会社江ノ島水族館から同社が所有する「マリンランド」及び「海の動物園」並びに「動物・標本類」を取得し、海洋総合文化ゾーン内に「水族館」を設計・建設し、「水族館」の建設後「運営期間」が終了するまで「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を所有し、維持管理及び運営業務を行うものとする。但し、海洋総合文化ゾーン内の園路及び植栽等の設計、建設及び維持管理は県が行うものとする。また「事業期間」終了後、事業者は、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を撤去するか又は県の同意する第三者へ譲渡するものとする。
3. 事業者は、事業者の費用負担において、事業期間中に展示・飼育の充実強化、施設の老朽化及び利用者のニーズに応じた各施設の機能の統合等を理由として、県との協議に基づき、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」の増改築等（以下「リニューアル」という）をなすことができる。
4. 事業者は、神奈川県立湘南海岸公園利用者の利便性の向上を図るため、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」において、当該施設の機能を損なわず、かつ「神奈川県都市公園条例」（昭和32年4月1日神奈川県条例第7号）上許される範囲内で、飲食店、売店等を設けることができる。

第3 土地の使用

1. 事業者は、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」の敷地部分については、都市公園法第5条第2項による公園施設の設置等の許可を受けるものとする。
2. 事業者は、県に対して、都市公園法第18条及び神奈川県都市公園条例第13条第1項に基づき、土地の使用の対価を支払うものとする。
3. 県は、「事業期間」中、事業者の責めに帰すべきことのできない事由により第3の1に規定された都市公園法第5条第2項による公園施設の設置等の許可が取り消され又は更新されなかった場合、事業者に対し、事業者が通常受けるべき損失として県が認めるものを補償するものとする。

第4 事業者

1. 事業者は、商法(明治32年法律第48号)が規定する株式会社とし、本店所在地は藤沢市に置くものとする。
2. 事業者は、「事業期間」の終了後「体験学習施設」、「マリンランド」及び「海の動物園」を撤去し、かかる施設の敷地部分の県への明渡しを終了するまで解散することができない。但し、県が事前に承諾した場合はこの限りではない。
3. 県は、事業者との間で、海洋総合文化ゾーン体験学習施設等の整備並びに維持管理及び運営事業に関して「事業契約」を締結するものとする。

第5 関係者協議会

1. 県及び事業者は、「本件事業」に関して協議を行うため、関係者協議会を設けるものとする。
2. 県及び事業者は、「事業契約」の締結後、速やかに関係者協議会の構成員を定めるものとする。
3. 県及び事業者は、その職員、役員、従業者その他の者を関係者協議会に出席させることができる。但し、県又は事業者が職員、役員及び従業員以外の者を出席させる場合には、事前に相手方に対してその旨を通知するものとする。
4. 県は、必要に応じて関係者協議会を招集するものとする。
5. 事業者は、必要があると判断したときは、県に対して、関係者協議会の招集を請求することができる。

第3章 設計及び建設

第1節 総則

第6 設計及び建設の内容

1. 事業者は、委託又は請負の方法により、「水族館」及び「体験学習施設」を、「事業契約」並びに「募集要項等」及び「応募者提案」に従い日本国の法令を遵守の上、設計及び建設をし、かつ、工事監理業務を行うものとし、またこれらに付帯する関連業務を行うものとする。
2. 事業者は、「建設企業」をして、「事業契約」並びに「募集要項等」及び「応募者提案」に従い、「水族館」及び「体験学習施設」を完成なさしめるものとする。
3. 仮設、施工方法その他「水族館」及び「体験学習施設」を完成するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定めるものとする。
4. 事業者は、「水族館」及び「体験学習施設」が30年間又はそれを越える長期にわたり使用されることに鑑み、躯体及び基礎等の主要構造部の品質及び耐久性について十分留意するものとする。

第7 資金調達

1. 「体験学習施設」の設計及び建設に関連する費用については、全て事業者が負担するものとし、これに関連する資金調達は全て事業者が自己の責任において行うものとする。
2. 県は、「水族館」の建設に要する費用の一部を負担するものとする。但し、当該負担額は、「水族館」の建設工事及び設備工事に要する費用の15%に相当する価額又は5億円のいずれか低いほうの価額を上限とし、県は当該負担額のうち[]円を平成15年5月末日までに、[]円を平成16年5月末日までにそれぞれ支払うものとする。

第8 建設場所

1. 「水族館」及び「体験学習施設」の建設場所は、藤沢県片瀬海岸2丁目、3丁目県立湘南海岸公園内とする。
2. 県は、本件事業に係る建設工事のための場所として、別紙1に示す海洋総合文化ゾーン内の土地の全部又は一部を更地にて事業者引き渡し、使用させるものとする。使用させる土地の範囲及び期間については、関係者協議会で定めるものとし、事業者は、建設期間中善良な管理者の注意をもって当該土地を管理するものとする。但し、事業者は、県が海洋総合文化ゾーン内で行う園路及び植栽等の建設工事が速やかに行われるよう、適宜県と必要な調整を行うものとする。
3. 事業者は、前項に基づき県から提供される土地以外に本件事業に係る建設工事のための場所が必要なときは、自己の費用と責任においてこれを調達するものとする。
4. 事業者は、関係者協議会で定める日までに、本条第2項に定める土地を県に明渡すものとする。

第9 許認可及び届出等

1. 事業者は、「水族館」及び「体験学習施設」の設計及び建設に関する「事業契約」上の義務を履行するために必要な一切の許認可等を、その責任及び費用において取得し、維持するものとする。
2. 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、県に対して、書面による事前説明及び事後報告を行う。
3. 県は、事業者の要請がある場合には、事業者による許認可の取得、届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
4. 事業者は、県の要請がある場合には、県による許認可の取得、届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

第10 建設に伴う各種調査

1. 事業者は、必要に応じて「水族館」及び「体験学習施設」の建設のために測量及び地質調査を自己の責任及び費用において行い、当該測量及び地質調査の不備、誤謬等から発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する追加費用を負担するものとする。
2. 「本件土地」に地中障害物が存在するなど、事業者の責めに帰すべからざる事由により「水族館」及び「体験学習施設」の建設にかかる費用が増加した場合には、当該費用は県の負担とする。

第11 工事用電力等

事業者は、「水族館」及び「体験学習施設」の建設に必要な工事用電力及び工事用水を、自己の費用と責任において調達するものとする。

第12 近隣対応

事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。なお、かかる近隣対応について、事業者は、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

第13 第三者への委託等

1. 事業者は、設計又は工事に着手する日より21日前までに県に通知し、あらかじめ県の承諾を得た場合にのみ、「水族館」及び「体験学習施設」の設計又は施工の全部又は一部を、第三者に委託し又は請け負わせることができる。
2. 事業者より「水族館」及び「体験学習施設」の設計又は施工の全部又は一部を委託され、又は請け負った第三者が、さらに「水族館」及び「体験学習施設」の設計又は施工の一部を他の第三者へ委託し又は請け負わせる場合は、事業者は、県に対して事前にその旨を通知するものとする。
3. 前2項の規定にもかかわらず、事業者がグループを結成している場合の構成企業

が、「応募者提案」に従って「水族館」及び「体験学習施設」の設計又は施工の全部又は一部を事業者より委託され、又は請け負う場合は、県への通知又は県による承諾は不要とする。

4. 県は、事業者に対して、施工体制台帳及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。
5. 受託者及び請負人(下請負人を含む。)の使用は全て事業者の責任において行うものとし、受託者又は請負人その他の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

第14 工事の中止

1. 県は、必要があると認める場合、その内容を事業者に通知した上で、「水族館」及び「体験学習施設」の建設工事の、全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
2. 県は、前項の規定により工事の施工を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工期を変更することができる。また、県は当該工事の一時中止が事業者の責めに帰すべき場合を除き、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は事業者に損害を及ぼした場合は、その必要な合理的費用を負担するものとする。

第15 第三者に及ぼした損害

事業者が工事の施工により県又は第三者に損害を及ぼした場合、事業者は、当該損害を賠償しなければならない。また、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合においても、事業者がその損害を賠償するものとする。但し、当該損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が賠償するものとする。

第16 不可抗力による損害

1. 県が「水族館」及び「体験学習施設」の完工を確認する前に、不可抗力により、「水族館」及び「体験学習施設」、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害(以下「工事損害」といい、その算定方法は「公共工事請負約款」第29条に従うものとする)が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を県に通知しなければならない。
2. 前項の規定による通知を受けた場合、県は直ちに調査を行い、前項の損害(事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。「工事損害」に係る費用は別紙2に規定する負担割合に従い、県及び事業者が負担するものとする。

第17 建設期間中の保険

事業者は、「水族館」及び「体験学習施設」の建設期間中、「建設企業」をして第

三者賠償保険に加入させるものとする。

第2節 水族館

第18 設計

1. 事業者は、「事業契約」並びに「募集要項等」及び「応募者提案」に従い、建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修・最新版）を適用して「水族館」の設計をなすものとする。事業者は、県に対して定期的に進捗状況の報告を行い、事業契約書に添付する工程計画表に基づき設計完了時に別紙5に記載された図書を県に提出するものとする。県は右図書の内容の確認を書面により行うものとする。
2. 事業者は、「募集要項等」及び「応募者提案」の範囲内で、その裁量、責任及び費用において「水族館」の設計を行うものとする。事業者は、自身の行った設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更から発生する増加費用の負担を含む。）を負担するものとする。
3. 県及び事業者は、事業者が第1項に基づき提出した別紙5に記載された図書を参照して適時、県により行われる海洋総合文化ゾーン内の園路の設計・建設と「水族館」の設計・建設の調整を行うものとする。
4. 事業者は、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に基く「水族館」の建築確認申請書類等を作成し、藤沢市長に建築確認申請を行うとともに、県に対し、かかる申請につき事前説明及び事後報告を行うものとする。
5. 県は、第1項に規定する進捗状況の報告を受けたこと、図書を受領したこと、又は事業者に対して通知を行ったことのいずれかを理由として、事業者が行った設計及び建設の全部又は一部についての責任を何ら負担するものではない。

第19 施行計画書等

1. 事業者又は工事監理者は、品質確保の方法を明記した施行計画書を工程計画表に記載された日程に従って県に提出するものとする。
2. 事業者は、工程計画表に記載された日程に従って詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表）を作成し県に提出の上、「建設企業」をして、これに従って工事を遂行なさしめるものとする。
3. 県及び事業者は、事業者が前項に基づき提出した工事工程表を参照して適時、県により行われる海洋総合文化ゾーン内の園路工事の工程と「水族館」工事の工程の調整を行うものとする。
4. 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備させるものとする。
5. 事業者は、「建設企業」に、建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修・最新版）を参照して

工事を施工させるものとする。

第20 工期等の変更

1. 県が工期又は工程の変更を請求した場合、当該変更の可否は、関係者協議会の協議によりこれを定めるものとする。
2. 事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期又は工程を遵守できない場合で、工期又は工程の変更を請求したときは、関係者協議会の協議によりこれを定める。協議が整わない場合は、県が合理的な工期を定め、事業者がこれに従うものとする。

第21 県による立会い又は確認

1. 事業者は、県から要求があった場合には、第23に定める工事監理者をして「水族館」の工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を県に対して行わせるものとする。
2. 県は、建設工事期間中、事業者に対して、「水族館」の建設工事について質問を記載した書面により説明を求めることができる。事業者は、かかる質問文書を受領後14日以内に県に対し書面により回答するものとする。県は、事業者からの回答内容が合理的でないとは判断した場合、関係者協議会を招集することができる。
3. 事業者は、建設工事期間中、「水族館」の検査又は試験（建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書、建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針等に記載する検査又は試験をいう。）を行う場合は、事前に県に対して通知するものとする。県は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
4. 県は、建設工事期間中、事前の通知なしに「水族館」の建設工事に立ち会うことができる。
5. 当該説明又は確認の結果、建設状況が設計図書又は「応募者提案」の内容を逸脱していることが判明した場合、県は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
6. 県は、第3項の立会い又は確認等の実施を理由として、「水族館」の建設の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第22 設計変更

1. 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、「水族館」の設計変更を行うことはできない。
2. 事業者が県の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、事業者がその費用を負担するものとする。
3. 事業者が、県の承諾を得て設計変更を行い、当該変更により設計・建築にかかる費用が減少した場合には、県はその減少の割合に応じて、第7の2に基づき県が事業者に対して支払う建設に要する費用を減少させることができる。

第23 工事監理者

1. 事業者は、「水族館」建設工事の工事監理者を設置し、県に通知するものとする。
2. 工事監理者は、建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修・最新版）を適用して工事監理を行うものとする。
3. 工事監理者は、事業者を通じて工事監理の状況を毎月県に定期報告し、県の要請があったときには随時報告を行うものとする。

第24 「水族館」の完成検査

1. 事業者は、自己の責任及び費用において、関係者協議会における協議によって定める方法により、「水族館」の完成検査及び「水族館」の設備及び備品の検査（以下本項において「検査」という）を行うものとする。
2. 県は、「検査」に立会うことができる。
3. 事業者は、県に対して、「検査」を実施する7日前に、あらかじめ「検査」を行う旨を通知するものとする。
4. 事業者は、「検査」の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとする。

第25 県による完工確認及び運営体制確認等

1. 県は、別紙6に掲げる事項に関する完工確認を実施する。
2. 事業者は、「運営開始予定日」に先立ち、「水族館」の運営に必要な人材を確保し、かつ、「水族館」の運営に必要な研修を行う。
3. 事業者は、前項に定める研修を完了し、かつ、「維持管理及び運営仕様書」に従って「水族館」を運営することが可能となった段階で、県に対して通知を行うものとする。県は、かかる通知を受けて、関係者協議会で決定した方法により「水族館」の具体的運営状況並びに「水族館」の設備及び備品を確認することができる。
4. 県が前項に基づき「水族館」が設計図書に従い建設されていること及びその維持管理が可能であることを確認し、かつ、事業者が提案に基づき別紙7に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその保険証書の写しを完成届と共に県に対して提出した場合、県は、事業者に対して速やかに完工確認書を交付するものとする。事業者は、県の完工確認書を受領しなければ「水族館」の維持管理及び運営を開始することはできない。

第26 リニューアル

1. 事業者は、「事業期間」中、「動物・標本類」の展示・飼育の充実強化、施設の老朽化及び利用者のニーズの変化に応じた各施設の機能の統合等の観点より、「水族館」のリニューアルが必要であると判断した場合には、事業目的に示した

機能の確保の方策、施設の配置、規模等について事前に関係者協議会で協議した上で、自己の費用及び責任において、「水族館」のリニューアルをなすことができる。

2. 事業者は、前項に基づき「水族館」のリニューアルをなす場合は、リニューアルのための工事に着手する前に、リニューアル計画書を県に提出するものとする。事業者は、当該リニューアル計画書について県の承認をうけない限り、リニューアルのための工事に着手できないものとする。

第3節 「体験学習施設」

第27 設計

1. 事業者は、「事業契約」並びに「募集要項等」及び「応募者提案」に従い、建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修・最新版）を適用して「体験学習施設」の設計をなすものとする。事業者は、県に対して定期的に進捗状況の報告を行い、「事業契約」に添付する工程計画表に基づき設計完了時に別紙5の図書を県に提出するものとする。県は右図書の内容の確認を書面により行うものとする。
2. 事業者は、「募集要項等」及び「応募者提案」の範囲内で、その裁量、責任及び費用において「体験学習施設」の設計を行うものとする。事業者は、自身の行った設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更から発生する増加費用の負担を含む。）を負担するものとする。
3. 県及び事業者は、事業者が第1項に基づき提出した別紙5に記載された図書を参照して適時、県により行われる海洋総合文化ゾーン内の園路の設計・建設と「体験学習施設」の設計・建設の調整を行うものとする。
4. 事業者は、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に基く「水族館」の建築確認申請書類等を作成し、藤沢市長に建築確認申請を行うとともに、県に対し、かかる申請につき事前説明及び事後報告を行うものとする。
5. 県は、第1項に規定する進捗状況の報告を受けたこと、図書を受領したこと、又は事業者に対して第1項に規定する通知を行ったことのいずれかを理由として、事業者が行った設計及び建設の全部又は一部についての責任を何ら負担するものではない。

第27-2 設計図面の著作権

1. 事業者は、第27に基づき県に提出する別紙5に記載された図書を県が自由に利用（複製、頒布、展示、改変、翻案を含むがこれに限られない）できるように必要な措置をとるものとする。
2. 事業者は、第18に基づき県に提出する別紙5に記載された図書の著作権を保持するために、必要な措置をとるものとする。

3. 事業者は、第 18 に基づき県に提出する別紙 5 に記載された図書について第三者が著作権人格権を行使しないよう、必要な措置をとるものとする。
4. 事業者は、第 18 に基づき県に提出する別紙 5 に記載された図書を、県が非独占的に複製し、頒布し、展示し、改変し、翻案することを許諾する。

第28 施行計画書等

1. 事業者又は工事監理者は、品質確保の方法を明記した施行計画書を工程計画表に記載された日程に従って県に提出するものとする。
2. 事業者は、工程計画表に記載された日程に従って詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表）を作成し県に提出の上、「建設企業」をして、これに従って工事を遂行させるものとする。
3. 県及び事業者は、事業者が前項に基づき提出した工事工程表を参照して適時、県により行われる海洋総合文化ゾーン内の園路工事の工程と「体験学習施設」工事の工程の調整を行うものとする。
4. 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備させるものとする。
5. 事業者は、「建設企業」に、建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修・最新版）を参照・適用して工事を施工させるものとする。

第29 工期等の変更

1. 県が工期又は工程の変更を請求した場合、当該変更の可否は、関係者協議会の協議によりこれを定めるものとする。
2. 事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期又は工程を遵守できない場合で、工期又は工程の変更を請求したときは、関係者協議会の協議によりこれを定める。協議が整わない場合は、県が合理的な工期を定め、事業者がこれに従うものとする。
3. 前項の工期又は工程の変更が合理的な理由に基くものと認められる場合は、事業者は県に対して第 48 に定める「サービスの対価」の改定を求めることができる。

第30 県による立会い又は確認

1. 事業者は、県から要求があった場合には、「体験学習施設」の工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を県に対して行うものとする。
2. 県は、建設工事期間中、事業者に対して、「体験学習施設」の建設工事について質問を記載した書面により説明を求めることができる。事業者は、かかる質問文書を受領後 14 日以内に県に対し書面により回答するものとする。県は、事業者からの回答内容が合理的でないとは判断した場合、関係者協議会を招集することができる。

3. 事業者は、建設工事期間中、「体験学習施設」の検査又は試験（建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書、建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針等に記載する検査又は試験をいう。）を行う場合は、事前に県に対して通知するものとする。県は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
4. 県は、建設工事期間中、事前の通知なしに「体験学習施設」の建設工事に立ち会うことができる。
5. 当該説明又は確認の結果、建設状況が設計図書又は「応募者提案」の内容を逸脱していることが判明した場合、県は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
6. 県は、第3項の立会い又は確認等の実施を理由として、「体験学習施設」の建設の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第31 設計変更

1. 県は、必要があると認める場合、書面により設計の変更を事業者を求めることができる。事業者は、当該変更の請求に対し請求のあった日から14日以内に検討の結果を県に通知しなければならない。
2. 県の請求により設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、県はその合理的費用を負担するものとする。
3. 県は、「サービスの対価」の施設整備費部分を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、「サービスの対価」の施設整備費部分の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、関係者協議会が定めるものとする。但し、かかる協議が整わない場合には、県が合理的な変更額を定め、事業者に通知する。県及び事業者は、関係者協議会において、その支払条件等について協議するものとする。
4. 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできない。
5. 事業者が県の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、事業者がその費用を負担するものとする。
6. 事業者が、県の請求により、又は県の承諾を得て設計変更を行い、当該変更により設計・建築に係る費用が減少した場合には、県は、第48に基づき県が事業者に対して支払う「サービスの対価」のうち施設整備費部分を同額減少させることができるものとする。

第32 工事監理者

1. 事業者は、「体験学習施設」建設工事の工事監理者を設置し、県に通知するものとする。
2. 工事監理者は、建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修・最新版）を適用して工事監理を行うもの

とする。

3. 工事監理者は、事業者を通じて工事監理の状況を毎月県に定期報告し、県の要請があったときには随時報告を行うものとする。

第33 「体験学習施設」の完成検査

1. 事業者は、自己の責任及び費用において、関係者協議会における協議によって定める方法により、「体験学習施設」の完成検査及び「体験学習施設」の設備及び備品の検査（以下本項において「検査」という）を行うものとする。
2. 県は、「検査」に立会うことができる。
3. 事業者は、県に対して、「検査」を実施する7日前に、あらかじめ「検査」を行う旨を通知するものとする。
4. 事業者は、「検査」の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとする。

第34 県による完工確認及び運営体制確認等

1. 県は、別紙6に掲げる事項に関する完工確認を実施する。
2. 事業者は、「運営開始予定日」に先立ち、「体験学習施設」の運営に必要な人材を確保し、かつ、「体験学習施設」の運営に必要な研修を行う。
3. 事業者は、前項に定める研修を完了し、かつ、「維持管理及び運営仕様書」に従って「体験学習施設」を運営することが可能となった段階で、県に対して通知を行うものとする。県は、かかる通知を受けて、関係者協議会で決定した方法により「体験学習施設」の具体的運営状況並びに「体験学習施設」の設備及び備品を確認することができる。
4. 県が前項に基づき「体験学習施設」が設計図書に従い建設されていること及びその維持管理が可能であることを確認し、かつ、事業者が提案に基づき別紙7に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその保険証書の写しを完成届と共に県に対して提出した場合、県は、事業者に対して速やかに完工確認書を交付するものとする。事業者は、県の完工確認書を受領しなければ「体験学習施設」の維持管理及び運営を開始することはできない。

第35 引渡し

1. 事業者は、県が完工確認書を事業者に提出した場合、「運営開始予定日」までに「体験学習施設」を県に引き渡し、所有権を移転するものとする。
2. 事業者が県に対して引き渡す日までの「体験学習施設」にかかる電気・ガス・水道等の光熱費用は、事業者の負担とする。

第36 「体験学習施設」のサービスの対価の支払

県は、「体験学習施設」の引渡しを受けた場合、その代金を「サービスの対価」の

施設整備費部分として事業者に対して別紙 8 のとおり支払うものとする。

第37 瑕疵担保責任

1. 県は、「体験学習施設」に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、県は、修補を請求することができない。
2. 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から 10 年以内に行わなければならない。
3. 県は、「体験学習施設」の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にもかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。但し、事業者がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。
4. 県は、「体験学習施設」が第 1 項に定める瑕疵により滅失又は毀損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を県が知った日から 1 年以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
5. 事業者は、「建設企業」をして、県に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、必要な措置をとるものとする。

第 4 節 「マリンランド」及び「海の動物園」

第38 「マリンランド」及び「海の動物園」の取得

1. 事業者は、「水族館」、「体験学習施設」、「マリンランド」及び「海の動物園」の四施設を一体として運営するために、「本件事業」の一環として、株式会社江ノ島水族館より同社が所有する「マリンランド」及び「海の動物園」の所有権を「運営開始予定日」までに取得するものとする。
2. 目的物の引渡し日、売買代金等を含む前項に定める売買の詳細は、別紙 9 に定める内容に従うものとする。

第39 リニューアル

1. 事業者は、「事業期間」中、「動物・標本類」の展示・飼育の充実強化、施設の老朽化及び利用者のニーズの変化に応じた各施設の機能の統合等の観点より、「マリンランド」及び「海の動物園」のリニューアルが必要であると判断した場合には、事業目的に示した機能の確保の方策、施設の配置、規模等について事前に関係者協議会で協議した上で、自己の費用及び責任において、「マリンランド」及び「海の動物園」のリニューアルをなすことができる。
2. 事業者は、前項に基づき「マリンランド」及び「海の動物園」のリニューアルをなす場合は、リニューアルのための工事に着手する前に、リニューアル計画書を県に提出するものとする。事業者は、当該リニューアル計画書について県の承認

をうけない限り、リニューアルのための工事に着手できないものとする。

第3節 「動物及び標本類」

第40 「動物及び標本類」の取得

1. 事業者は、「本件事業」の一環として、株式会社江ノ島水族館より同社が所有する「動物及び標本類」を購入するものとする。
2. 目的物の引渡し日、売買代金等を含む前項に定める売買の詳細は、別紙9に定める内容に従うものとする。

第41 「動物及び標本類」の搬入

1. 事業者は、第40に基づき購入した「動物及び標本類」を、適時「本件施設」に搬入し、適切に飼育又は展示を行うものとする。
2. 事業者は、「動物及び標本類」の「本件施設」への搬入スケジュールを事前に県に通知するものとする。

第4章 維持管理及び運営

第1節 総則

第42 維持管理及び運営業務

1. 事業者は、「運営期間」中、自己の責任及び費用において、「維持管理及び運営仕様書」に従い「本件施設」の維持管理業務及び運営業務を遂行するものとする。
2. 「維持管理及び運営仕様書」は、合理的な理由に基づき県又は事業者が請求した場合において、県と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。
3. 県は、「体験学習施設」について、「維持管理及び運営仕様書」の内容を関係者協議会での協議に基づき変更することができる。但し、「要求水準書」を超えて「維持管理及び運営仕様書」の内容を変更する場合で運営費用が増加する場合には、県は、増加分の費用を負担するものとする。
4. 事業者は、各「事業年度」の「本件施設」の維持管理業務及び運営業務についての「業務計画書」を、当該「事業年度」が開始する30日前までに県に提出し、その確認を受けなければならない。「業務計画書」の記載事項については、県が定めて事業者に対して通知するものとする。
5. 「本件施設」の修繕は、事業者が「維持管理及び運営仕様書」に従い、その責任及び費用において実施するものとする。また、「本件施設」の修繕は、必要に応じて竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を、事業者は、県に対して提出するものとする。

第43 維持管理業務及び運營業務の委託

1. 事業者は、維持管理及び運營業務に着手する日より 21 日前までに県に通知し、あらかじめ県の承諾を得た場合にのみ、「水族館」及び「体験学習施設」の維持管理業務及び運營業務の全部又は一部を、第三者に委託し又は請け負わせることができる。
2. 事業者より「本件施設」の維持管理業務及び運營業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った第三者が、さらに「本件施設」の維持管理業務及び運營業務の一部を他の第三者へ委託し又は請け負わせる場合は、事業者は、県に対して事前にその旨を通知するものとする。
3. 前 2 項の規定にもかかわらず、事業者がグループを結成している場合の構成企業が、「応募者提案」に従って「本件施設」の維持管理業務及び運營業務の全部又は一部を事業者より委託され、又は請け負う場合は、県への通知又は県による承諾は不要とする。
4. 受託者及び請負人（下請負人を含む。）の使用は全て事業者の責任において行うものとし、受託者又は請負人その他の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

第44 運営開始の遅延

「本件施設」の運営の開始が「運営開始予定日」よりも遅れた場合において、事業者に帰責事由がある場合には、事業者は県に対し、別紙 8 に記載する年間の「サービスの対価」の年 8.25%の割合による金額を日割り計算により支払うものとし、県に帰責事由がある場合、県は合理的な費用のみ負担する。不可抗力による場合は、別紙 3 に示すとおりとする。

第45 第三者に及ぼした損害等

1. 事業者は、「本件施設」の維持管理及び運営に際して第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償しなければならない。但し、県の責めに帰すべき事由により生じた損害については、県が当該損害を賠償するものとする。
2. 「本件施設」の維持管理及び運営に伴い通常避けることができない騒音等の理由により第三者に損害を及ぼした場合は、事業者がその損害を賠償しなければならない。なお事業者は、事業者が「応募者提案」において提案した場合には、損害に係る負担に備えるために「本件施設」の「運営期間」中は、別紙 7 記載の保険に加入していなければならない。

第 2 節 「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」

第46 料金徴収及び決定

1. 「水族館事業」及び「付帯事業」の料金の徴収は、事業者が全額これを実施し、その収入は全額事業者の収入とする。

2. 「水族館事業」及び「付帯事業」の料金について、事業者は、神奈川県都市公園条例施行規則（昭和32年11月19日神奈川県規則第102号）第6条に基く承認を得るものとする。

第47 モニタリング

県は、自己の費用負担において、事業者による「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」の維持管理業務及び運営業務について、以下のとおりモニタリングを行うものとする。なお、モニタリングの詳細は募集要項 6. 4) (2) 及び同募集要項添付別紙 に記載のとおりとする。

定期モニタリング

事業者は、半年に一度、県と事業者の合意に基づき定められる書式に従い過去6ヶ月間の業務内容を総括した業務総括書を作成し、県に提出するものとする。県は、かかる業務総括書の提出を受けた後、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を視察し、「維持管理及び運営仕様書」に基いた履行がなされているかどうかを確認するものとする。

随時モニタリング

その他、県は、必要と認めるときは、随時現地視察を実施するものとする。

第3節 「体験学習施設」

第48 「サービスの対価」

1. 県は、事業者が「維持管理及び運営仕様書」に従い「体験学習施設」を適切に維持管理及び運営していることを県が確認することを条件として、事業者に対して、「応募者提案」に記載の提案価格に基づき、別紙8に定める算定方法・支払スケジュールに従って支払うものとする。
2. 「体験学習施設」に関連して県に対する国庫補助金の交付が決定された場合、県は、決定された内容に応じた金額を事業者に支払い、当該支払を前項に基いて事業者を支払う「サービスの対価」の施設整備費部分に充当させることができ、かかる支払により事業者が損害が生じた場合は、事業者がこれを負担するものとする。

第49 「サービスの対価」の減額

第51に定めるモニタリングの結果、「体験学習施設」の維持管理及び運営について、「維持管理及び運営仕様書」に記載された県が求める水準を満たしていない事項が存在することが県に判明した場合、県は、別紙10に記載する手続に基づき「サービスの対価」を減額するものとする。

第50 「サービスの対価」の返還

第51に定める業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、県に

対して、当該虚偽記載がなければ県が減額し得た「サービスの対価」に相当する額を返還しなければならない。

第51 モニタリング

県は、自己の費用負担において、事業者の維持管理業務及び運営業務について、以下のとおりモニタリングを行うものとする。なお、モニタリングの詳細は募集要項 6. 4) (2)及び同募集要項添付別紙 に記載のとおりとする。

日常モニタリング

事業者は、毎月、県と事業者の合意に基づき定められる書式に従い業務報告書を作成し、県に提出するものとする。

定期モニタリング

事業者は、半年に一度、県と事業者の合意に基づき定められる書式に従い過去6ヶ月間の業務内容を総括した業務総括書を作成し、県に提出するものとする。県は、かかる業務総括書の提出を受けた後、「体験学習施設」を視察し、「維持管理及び運営仕様書」に基いた履行がなされているかどうかを確認するものとする。

随時モニタリング

その他、県は、必要と認めるときは、随時現地視察を実施するものとする。

第5章 保証

第52 保証

1. 事業者は、契約の履行を保証するため、県に対して、提案価格にその価格の100分の5に相当する額を加算して得られる金額の10分の1の金額を、「契約保証金」として「事業契約」締結と同時に納付するものとする。県は、契約期間中「契約保証金」を保持し、事業者に対し利息等の付与も行わない。
2. 事業者は、「契約保証金」の納付に代えて、「契約保証金」の額に相当する神奈川県債証券、国債証券、政府保証のある債券、銀行が振りだし又は支払い保証した小切手の提供又は金融機関（出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の規定する金融機関をいう）の保証を差し入れることができる。

第53 「契約保証金」の免除

事業者が前条に定める「契約保証金」の納付の免除を求める場合、県は、事業者がグループを結成しており、かつ県がそのグループ代表者に十分な信用力があると認める場合の代表者1名及び必要に応じ事業者の株主のうち県が適当と認める者が保証（別紙11の内容による）を差し入れること、又は、事業者が、「事業契約」より発生する一切の債務について県が合理的に満足する内容の県を被保険者とする

履行保証保険を付保することをもって、事業者に「契約保証金」の納付を免除することができる。

第54 株主保証

「事業契約」が終了した場合に事業者が負うべき「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を撤去し、かかる施設の敷地部分を更地の状態で県に明渡す義務の履行を確実なものとするために、県は、事業者グループを結成している場合のグループ代表者、又は、事業者の株主のうち建設を担う者をして、当該撤去及び土地明渡し義務の履行について保証（別紙 12）をなさしめるよう、事業者に求めることができる。

第6章 法令変更

第55 通知の付与

事業者は、「事業契約」の締結日の後に法令が変更されたことにより、「水族館」及び「体験学習施設」が設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は「本件施設」が「事業契約」、「維持管理及び運営仕様書」で提示された条件に従って維持管理若しくは運営できなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに県に対して通知しなければならない。この場合において、県及び事業者は、当該通知以降、「事業契約」に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。但し、県及び事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

第56 協議及び追加費用の負担

県が事業者から前条の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該法令変更に対応するために速やかに「水族館」及び「体験学習施設」の設計及び建設、「運営開始予定日」、「事業契約」、「維持管理及び運営仕様書」の変更及び追加費用の負担について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、法令変更の公布日から180日以内に「事業契約」等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合は、県が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い「本件事業」を継続するものとする。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙 13 に規定する負担割合によるものとする。

第57 契約の終了

「事業契約」の締結後における法令変更により、県が事業の継続が困難と判断した場合又は「事業契約」の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、「事業契約」の全部又は一部を終了することができる。この場合、「体験学習施設」が完成しているときは、その所有権は県が保持するものとし、「体験学習施設」が未完成であるときは、県は出来形部分を検査の上、これを買

取るものとする。なお、これらの場合、県は、「サービスの対価」のうち施設整備費部分の残額を一括して支払うか、又は「サービスの対価」のうち施設整備費部分の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うかのいずれかを選択するが、「体験学習施設」が未完成である場合には、県の出来形検査により施設整備費の金額を調整するものとする。事業者は、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を撤去しかかる施設の敷地部分を更地にした上で（県が更地にすることが適当でないとは判断し別途指示をした場合は除く。）県に対して引き渡すものとする。但し、事業者が「事業契約」の解除の時点で未だ「マリンランド」及び「海の動物園」の所有権を取得していない場合の「マリンランド」及び「海の動物園」の撤去についてはこの限りではない。

第7章 契約期間及び契約の終了

第58 契約期間

1. 「事業契約」は、契約の締結の日の翌日から効力を生じ、平成 46 年 3 月 31 日をもって終了する。
2. 県及び事業者は、平成 43 年 4 月から、「本件事業」の継続の可否及び「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」の第三者への譲渡の可否につき協議を開始するものとする。

第59 第三者への施設の譲渡

1. 県及び事業者が、本件事業の終了にあたって「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を県の同意する第三者へ譲渡することで合意した場合、事業者は、「事業期間」の終了時又は県及び事業者が別途合意した日に、当該第三者に対して、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を適正な価格で譲渡するものとする。「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」の譲渡に要する費用は県は負担しない。なお事業者は、自己の責任及び費用において、「維持管理及び運営業務仕様書」の水準の「水族館業務」及び「付帯事業」を継続するのに支障のない状態で、「水族館」を当該第三者へ譲渡するものとする。
2. その他、前項に基く売買の詳細については、事業者及び当該第三者の協議により定める。
3. 事業者は、当該第三者に対して、「水族館業務」及び「付帯事業」のために「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を第三者が継続使用できるように、各施設の維持管理及び運営に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理及び運営に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

第60 施設の撤去

県と事業者の間で、前条に定める合意が整わなかった場合、事業者は、「事業期間」の終了時又は県及び事業者が別途合意する時まで、「水族館」、「マリンランド」

及び「海の動物園」を撤去し、かかる施設の敷地部分を更地の状態で（県が更地にすることが適当でないとは判断し別途指示をした場合は除く）県に明渡すものとする。但し、県と事業者が「本件事業」を継続させることについて同意し、事業者が「事業契約」の終了後別途県と締結する契約等及び必要な許可に基づき「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を運営していくことが確実に見込まれた場合は、この限りではない。

第61 事業者の債務不履行による契約の早期終了

1. 「本件施設」の運営開始前において、次に掲げる場合は、県は、事業者に対して書面により通知した上で「事業契約」の全部を終了させることができる。

事業者が、「本件施設」の設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について事業者から県が満足すべき合理的な説明がないとき。

「本件施設」のうちいずれかの施設の運営体制が、「運営開始予定日」より30日経過しても整わないとき。

及び に掲げる場合のほか、事業者が「事業契約」に違反し、その違反により「事業契約」の目的を達することができないと認められるとき。

2. 「運営開始予定日」以降において、次に掲げる場合は、県は、事業者に対して契約違反の是正を求めて相当期間を定めて書面により通知をなし、当該相当期間中に当該事項が是正されない場合は、県は、事業者に対して書面により通知した上で「事業契約」の全部を終了させることができる。

事業者の責めに帰すべき事由により、県の通告にもかかわらず、事業者が「本件施設」について要求水準書に従った維持管理又は運営業務を行わないとき。但し、この場合「サービスの対価」の減額・支払停止及び契約の終了に関する手続は、別紙10に定めるところに従う。

事業者の責めに帰すべき事由により、「事業契約」の履行が困難となったとき。

及び に規定する場合のほか、事業者が「事業契約」に違反し、その違反により「事業契約」の目的を達することができないと認められるとき。

3. 次に掲げる事由が発生した場合は、県は、事業者に対して書面により通知した上で、「事業契約」の全部を終了させることができる。

事業者が、「本件事業」を放棄し、連続して30日間以上に渡りその状態が継続したとき。

事業者が、破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続について事業者の取締役会での申立てを決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。

事業者が、「運営開始予定日」までに「動物及び標本類」、「マリンランド」及び「海の動物園」の所有権を取得できないとき。但し、事業者と株式会社江ノ島水族館の間でかかる所有権移転のための契約が締結された後、事業者

の責めに帰すべからざる事由により事業者が「動物及び標本類」、「マリンランド」及び「海の動物園」の全部又は一部の所有権を取得できないときは、県と事業者は、最長 60 日にわたって事業の継続の可否について協議を行うものとする。

第62 損害賠償等

1. 「水族館」及び「体験学習施設」の完工前に事業者の責めに帰すべき事由により「事業契約」が解除された場合、事業者は、県に対して、県が第7の2に基いて事業者に対して支払うべき金額に「サービスの対価」のうち施設整備費部分の金額を加算して得られる金額の10%に相当する額及び既に県が第7の2に基いて事業者に対して支払った額を違約金として支払うものとする。また、県は、「体験学習施設」の出来形部分を買受けるものとし、当該出来形部分の買受代金と上記違約金の対当額を相殺により決済することができる。なお、県が「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」の敷地部分を更地の状態にすることが妥当と判断し、これを事業者へ通知した場合、事業者は、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を撤去し、かかる施設の敷地部分を更地にした上で（県が更地にすることが適当でないとして別途指示をした場合は除く）県に対して引き渡し、かつ、県が解除により被った損害を賠償するものとする。但し、事業者が「事業契約」の解除の時点で未だ「マリンランド」及び「海の動物園」の所有権を取得していない場合の「マリンランド」及び「海の動物園」の撤去についてはこの限りではない。
2. 「水族館」及び「体験学習施設」の完工後に事業者の責めに帰すべき事由により「事業契約」が解除された場合、事業者は、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を撤去し、かかる施設の敷地部分を更地にした上で（県が更地にすることが適当でないとして別途指示をした場合は除く）県に対して引き渡し、かつ、県が解除により被った損害を賠償するものとする。但し、県は、「体験学習施設」の所有権を保持するものとし、その場合、県は、「サービスの対価」のうち施設整備費部分の残額の100分の90に相当する額を一括して支払うか、又は「サービスの対価」のうち施設整備費部分の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の100分の90に相当する額を解除前の支払スケジュールに従って支払うかのいずれかを選択する。また、当該解除が「運営開始予定日」から10年が経過する以前になされた場合は、事業者は、以下のフォーミュラに従って算出された金額を県に対して違約金として別途支払うものとする。

$$A \times ((10 - B) / 10) = \text{違約金}$$

A：県が第7の2に基いて事業者に対して支払った金額

B：運営開始日から「事業契約」終了までの年数

3. 「本件施設」の維持管理業務開始後に事業者の責めに帰すべき事由により「事業契約」が解除され、かつ、事業者の責めに帰すべき事由により「本件施設」が損傷している場合、事業者は、県に対して必要な修繕費を支払うものとする。

第63 県の債務不履行

1. 県が「事業契約」に基づいて履行すべき「サービスの対価」その他の金銭の支払を遅延した場合、県は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年 8.25% の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。
2. 県が「事業契約」に基づいて履行すべき「サービスの対価」その他の金銭の支払を遅延し、かつ、事業者による通知の後 180 日以内に当該支払をなさない場合、事業者は、「事業契約」を解除することができる。
3. 前項に基づき事業者が「事業契約」を解除した場合であっても、県は「体験学習施設」の所有権を保持するものとし、その場合、県は、「サービスの対価」のうち施設整備費部分の残額を一括して支払うか、又は「サービスの対価」のうち施設整備費部分の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うかのいずれかを選択する。
4. 前項に定める解除により「事業契約」が終了した場合、事業者の県に対する損害の賠償請求を妨げない。

第64 事業者への要求

1. 県は、事業者が「事業契約」に基いて事業者が負うべき債務を十分に履行しない場合には、事業者に適切な処置をとることを要求し、また事業者をしてその受託者・下請人等の関係者の変更を要求することができる。
2. 県は、「体験学習施設」の運営開始後において前項に基く要求後もなお事業者が「事業契約」に基いて事業者が負うべき債務を十分に履行しない場合には、事業者に通知の上最長 6 ヶ月にわたり県が指定する第三者に「本件業務」の全部又は一部を行わさしめ、その費用を事業者の負担とすることができる。なお、この場合も県は事業者に対して「サービスの対価」を支払うものとするが、当該「サービスの対価」はモニタリングの結果に基づき減額されることがある。

第8章 表明及び誓約

第65 事業者による事実の表明及び誓約

1. 事業者は、県に対して、「事業契約」締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、「事業契約」を締結し、及び「事業契約」の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。

事業者による「事業契約」の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が「事業契約」を締結し、履行することにつき法律上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手續を履践したこと。

「事業契約」の締結及び「事業契約」に基づく義務の履行が事業者に適用の

ある法令に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。

「事業契約」は、その締結により適法、有効かつ拘束力のある事業者の債務を構成し、「事業契約」の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。

2. 事業者は、「事業契約」に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を県に対して誓約する。

「事業契約」を遵守し、必要な場合にはこれらの契約を更新すること。

事業者が県に対して有する債権又は「事業契約」上の地位を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権を設定し、その他担保を提供する場合には、事前に県の書面による承諾を得ること。

第66 県による事実の表明保証及び誓約

1. 県は、事業者に対して、「事業契約」締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

「事業契約」の締結について県議会の議決を得ていること及び「事業契約」の履行に必要な債務負担行為が同県議会において決議されていること。

「事業契約」は、その締結及び前記の議会による議決により適法、有効かつ拘束力のある県の債務を構成し、「事業契約」の規定に従い予算の範囲内でかかる県の債務を執行すること。

2. 県は、契約期間中本「事業契約」の本旨に従った債務を履行するために、適切な措置を執るよう努力するものとする。

第9章 公租公課

第67 公租公課

「事業契約」に関連して生じる公租公課は、全て事業者の負担とする。県は、「サービスの対価」を支払うほか、「事業契約」に関連する全ての公租公課について別途負担しないものとする。

第10章 不可抗力

第68 通知の付与

事業者は、「事業契約」の締結日の後に不可抗力により、「水族館」及び「体験学習施設」が設計図書に従い建設又は工事でできなくなった場合、又は「本件施設」が「事業契約」に従って維持管理若しくは運営できなくなった場合、その内容の詳細

を記載した書面をもって直ちに県に対して通知しなければならない。この場合において、県及び事業者は、当該通知以降、「事業契約」に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。但し、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

第69 協議及び追加費用の負担

県が事業者から前項の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに「水族館」及び「体験学習施設」の設計及び建設、「運営開始予定日」、「事業契約」、「維持管理及び運営仕様書」の変更及び追加費用の負担について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が生じた日から180日以内に「事業契約」等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合は、県が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い「本件事業」を継続するものとする。なお、この場合の追加費用の負担は、設計建設期間中のものについては別紙2に、維持管理運営期間中のものについては別紙4に規定する負担割合によるものとする。

第70 不可抗力への対応

不可抗力により「事業契約」の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力により「本件施設」への重大な損害が発生した場合、事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく「維持管理及び運営仕様書」に従った対応を行うものとする。

第71 契約の終了

第70に定める協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から180日以内に「事業契約」等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合は、県又は事業者は相手方に書面による通知をすることにより、「事業契約」の全部又は一部を解約することができる。この場合、「体験学習施設」が完成している場合には、その所有権は県が保持するものとし、「体験学習施設」が未完成である場合には、県は出来形部分を検査の上、これを買取するものとする。なお、これらの場合、県は、「サービスの対価」のうち施設整備費部分の残額を一括して支払うか、又は「サービスの対価」のうち施設整備費部分の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うかのいずれかを選択するが、「体験学習施設」が未完成である場合には、県の出来形検査により施設整備費の金額を調整するものとする。事業者は、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」を撤去し、かかる施設の敷地部分を更地にした上で（県が更地にすることが適当でないと判断し別途指示をした場合は除く）県に対して引き渡すものとする。但し、事業者が「事業契約」の解除の時点で未だ「マリンランド」及び「海の動物園」の所有権を取得していない場合はこの限りではない。

第11章 その他

第72 契約上の地位の譲渡

県の事前の承諾がある場合を除き、事業者は「事業契約」上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

第73 担保権の設定

事業者は、県の事前の承諾なしに、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」に抵当権、質権その他の担保権を設定してはならない。

第74 財務書類の提出

事業者は、事業期間の終了に至るまで、会計年度の最終日より3ヶ月以内に、公認会計士の監査済財務書類を県に提出し、かつ、県に対して監査報告を行うものとする。なお、県は当該監査報告を公開することができる。

第75 秘密保持

県及び事業者は、互いに「本件事業」に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員及び従業員又は自己の代理人及びコンサルタント以外の第三者に開示し、また、「事業契約」の履行以外の目的に使用してはならない。

第76 準拠法

「事業契約」は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

第77 管轄裁判所

「事業契約」に関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第78 雑則

1. 「事業契約」に定める請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知ないし解約は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。
2. 「事業契約」の履行に関して県・事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
3. 「事業契約」上の期間の定めは、民法(明治29年法律第89号)及び商法が規定するところによるものとする。
4. 事業者が、県に対して、損害金、違約金等の支払債務を負うときには、県は、当該債務を「サービスの対価」と相殺することができるものとする。

第79 「出資者」の誓約

「出資者」は、事前に書面により県の承諾を得た場合に限り、事業者の株式につい

て、譲渡、担保設定その他の処分を行うことができる。但し、「出資者」が他の「出資者」に対して事業者の株式の譲渡、担保設定その他の処分を行う場合は、県に対して通知するのみで足りる。

第80 融資団との協議

県は、「本件事業」に関して、事業者に対して融資する融資団と協議するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定める。

県が「事業契約」に関し、事業者に違約金等を請求し、また契約を終了させる際の融資団への通知及び協議に関する事項

事業者が「事業契約」に関する権利又は義務を融資団又はその指定する第三者へ譲渡し、又は担保提供する場合の県の承諾に関する事項

融資団が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の県との協議に関する事項

県が「サービスの対価」の減額措置を講ずる場合の融資団に対する通知に関する事項

以上

別紙 1 (第 8 関係) 「水族館」及び「体験学習施設」を設置することができる区域
募集要項別紙 を参照して下さい。

別紙 2 (第 16 関係) **設計建設期間中の不可抗力による「工事損害」金分担規定**

1. 「体験学習施設」の設計建設期間中に不可抗力が生じた場合には、工事費相当額の 100 分の 1 に至るまでの追加費用は事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担するものとする。
2. 「水族館」の設計建設期間中に不可抗力が生じた場合には、追加費用の全額を事業者が負担するものとする。

別紙 3 (第 44 関係) **不可抗力により運営開始が遅れた場合の損害金分担規定**

1. 不可抗力により、「体験学習施設」の運営開始が「運営開始予定日」よりも遅れた場合には、その遅延により「運営開始予定日」から 2 ヶ月間までに事業者が生じた追加費用は事業者が負担し、それ以降にかかる遅延により事業者が生じた合理的な追加費用は県が負担するものとし、県及び事業者は関係者協議会において、必要に応じてその負担方法等について協議することができるものとする。また、不可抗力により、「体験学習施設」の運営の開始が「運営開始予定日」よりも遅れた場合で、遅延により県に追加費用が生じた場合には、その追加費用は県が負担するものとする。
2. 不可抗力により、「水族館」、「マリンランド」及び「海の動物園」の運営の開始が「運営開始予定日」よりも遅れた場合には、追加費用の全額を事業者が負担するものとする。

別紙 4 (第 69 関係) **維持管理・運営期間中の不可抗力による損害金分担規定**

1. 「体験学習施設」の維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、合理的追加費用は全額を県が負担するものとする。
2. 「水族館」の維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、追加費用は全額を事業者が負担するものとする。

別紙 5 (第 18、第 27 関係) **設計に伴う提出図書**

1. 水族館

ア) 設計時

配置図、平面図、立面図、断面図、設備計画図、透視図、工事内訳書、官公庁打合せ記録

工事内訳書は、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算すること。

イ) 工事完成時

配置図、平面図、立面図、断面図、設備図、透視図

2. 体験学習施設

ア) 設計時

配置図、平面図、立面図、断面図、設備計画図、透視図、構造図（構造計算書を含む。）、工事内訳書、官公庁打合せ記録

工事内訳書は、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算すること。

イ) 工事完成時

配置図、平面図、立面図、断面図、設備図、透視図、構造図（構造計算書を含む。）

別紙 6（第 25、第 34 関係） **完工確認事項**

1. 事業者検査の結果確認
2. 設計図書との整合確認
3. 品質確認
 - (1) 外観の確認
 - (2) 機能の点検、作動テスト
4. 防災設備の整備状況の確認
5. 各種施工関係書類の確認
6. 関係官公署への提出書類の確認

* 確認要領の詳細については県と事業者の協議の上、決定するものとする。

別紙 7（第 17、第 25、第 34、第 45 関係） **事業者が付保する保険**

1. 普通火災保険

付保対象 : 「水族館」「マリンランド」及び「海の動物園」

付保期間 : 運営開始日から平成 46 年 3 月末日まで
保険金額 (補償額) : 再調達価格相当額
免責金額 : なし

2. 第三者賠償保険

付保対象 : 「水族館」及び「体験学習施設」の建設工事(「マリンランド」及び「海の動物園」のリニューアルがなされる場合には、当該リニューアル工事も含む)

保険金額 (最高限度額) : 県と事業者の協議により定める

免責金額 : なし

別紙 8 (第 36、第 44、第 48 関係) 「サービスの対価」の支払方法等
募集要項 6. 1) (3) 及び同添付別紙 記載の通り。

別紙 9 (第 38、第 40 関係) 株式会社江ノ島水族館との売買契約内容
募集要項の 6. 1) (4) 記載の通り。

別紙 10 (第 49、第 61 関係) 「サービスの対価」の減額の方法
募集要項 6. 4) (2) (3) 及び同添付別紙 記載のとおり。

別紙 11 (第 53 関係) 県に差し入れられる保証

保証書

第 1 条 (保証)

[] (以下「保証人」という。)は、神奈川県(以下「県」という。)と[] (以下「事業者」という。)が平成 13 年__月__日付けで締結した海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて事業者が県に対して負う以下の債務(以下「主債務」という。)について、平成 46 年 3 月 31 日までの間、これを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、「事業契約」における定義に従うものとする。

- (1) 「事業契約」第 3 3、第 3 4、第 3 5 及び第 3 6 に基づいて事業者が県に対して行う「体験学習施設」の完工・引渡し義務
- (2) 「事業契約」第 4 2 の規定に基づいて事業者が県に対して負担する「本件施設」の維持管理及び運営業務(独立採算部分に関する業務も含む。)の遂行義務
- (3) 「事業契約」第 6 2 の 1 に規定される違約金支払い義務
- (4) 「事業契約」第 6 2 の 2 に規定される違約金支払い義務

第 2 条 (通知)

工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じた場合には、県は遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

第 3 条 (保証債務履行の請求)

県は保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛保証債務履行請求書を提出するものとする。保証人は、上記請求書を受領した日から 30 日以内に、第 1 条第 1 号及び第 2 号までの義務についてはその履行を開始し、同条第 3 号の義務については同期間中にその履行を終了するものとする。

第 4 条 (代位等)

保証人は、県の承認を得た場合を除き、「事業契約」に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで代位によって所得した権利を行使しない。

第 5 条 (保証契約の解約・終了)

保証人は本保証契約を解約することができない。但し、「事業契約」等に従い事業者の株式が第三者に譲渡されたときは、県は、保証人に対する通知により本保証契約を終了させることができるものとする。

第6条（管轄）

本保証契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

平成13年 月 日

神奈川県知事 岡崎 洋 殿

保証人：[本店所在地]

[社名]

取締役社長

別紙 12 (第 54 関係) 県に差し入れられる保証

保証書

第 1 条 (保証)

[] (以下「保証人」という。)は、神奈川県(以下「県」という。)と[] (以下「事業者」という。)が平成 13 年__月__日付けで締結した海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業事業契約(以下「事業契約」という。)に基づき当該「事業契約」が終了した場合に事業者が県に対して負う、「水族館」、「マリナランド」及び「海の動物園」を撤去し、かかる施設の敷地部分を更地の状態にして県に明渡す義務について、平成 46 年 3 月 31 日までの間、これを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、「事業契約」における定義に従うものとする。

第 2 条 (保証債務履行の請求)

県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛保証債務履行請求書を提出するものとし、保証人は、上記請求書を受領した日から 30 日以内に、保証債務の履行を終了するものとする。

第 3 条 (保証契約の解約・終了)

保証人は、本保証契約を解約することができない。但し、「事業契約」等に従い事業者の株式が第三者に譲渡されたときは、県は、保証人に対する通知により本保証契約を終了させることができるものとする。

第 4 条 (管轄)

本保証契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 5 条 (準拠法)

本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

平成 13 年 月 日

神奈川県知事 岡崎 洋 殿

保証人：[本店所在地]

[社名]

取締役社長

別紙 13 (第 56 関係) 法令変更による追加費用等分担規定

1. 「水族館」の建設又は運営に関して追加費用等が生じた場合には、その全額を事業者が負担するものとする。
2. 「体験学習施設」の建設又は運営に関して追加費用等が生じた場合には、その費用は以下のとおり分担するものとする。

<u>法令変更の内容</u>	<u>県負担割合</u>	<u>事業者負担割合</u>
a) 「体験学習施設事業」に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
b) 消費税に関する法令の変更の場合	100%	0%
c) 「体験学習施設」の所有に関する新税の創設	100%	0%
d) 法人への課税のうち利益に課されるもの以外に関する 税制度の変更	100%	0%
e) 上記記載以外の法令変更の場合	0%	100%